

共助のまちづくり補助金

お問合せ

土岐市市民活動課

☎ 0572-54-1207 / ✉ katsudou@city.toki.lg.jp

目的

安心・安全で住みやすいまちづくり活動を進めるため、区または町内会（以下「自治会」という。）の事業縮小や加入者減少といった問題等に対し、自治会の持続・活性化を図るため、自発的に行う取り組みを支援します。

補助
対象
事業

事業名	事業内容（自治会が実施し、新規または拡充となるもの）	補助限度額	補助対象経費
1. コミュニティ推進事業	地域のコミュニティづくりを推進、担い手不足の解消のために、多様な人材が自治会活動に関わることができる取り組みを支援 (例) 地域単位での防災、子どもや高齢者の見守りなど地域でのつながりを築くイベントの開催、多様な世代の参加者を増やすためのイベントの開催 など	10万円	報償費 / 消耗品費 / 食糧費 印刷製本費 / 通信運搬費 保険料 / 委託料 使用料及び賃借料 / 備品購入費
2. 加入促進事業	未加入者等への勧誘や自治会の情報発信、参加を促すための交流事業等を実施するなど加入促進の取り組みを支援 (例) 自治会の周知をするためのホームページ、SNS等の開設、チラシの制作・配布、交流会等の開催 など	10万円	報償費 / 消耗品費 / 食糧費 印刷製本費 / 通信運搬費 保険料 / 委託料 使用料及び賃借料 / 備品購入費
3. 協力・連携事業	合同でイベントを開催するなど、複数の自治会が協力・連携して行う取り組みを支援 (例) これまで単独で実施していたイベントを複数の自治会で合同で実施、自治会の枠を超えたイベントの開催 など	20万円+参加自治会数 ×5万円 ※60万円を限度とします	報償費 / 消耗品費 / 食糧費 印刷製本費 / 通信運搬費 保険料 / 委託料 使用料及び賃借料 / 備品購入費
4. 合併事業	自治会の担い手不足等による自治会の合併に向けた取り組みを支援 (例) 合併の打ち合わせや会議、合併に伴い必要となる新たな備品や物品の整備 など	5万円+参加自治会数 ×5万円	消耗品費 / 印刷製本費 通信運搬費

備考

補助対象経費の合計額から、事業に係る収入額（参加者負担金等）を控除した額を補助します。

補助率 10/10

※1つの自治会が同じ年度内にこの補助金を重複して受けることはできません。

ただし、「3. 協力・連携事業」及び「4. 合併事業」のメニューについては、補助金を算定する際の参加自治会数からその自治会を除くことで申請ができます。

※1つの自治会が同じ目的の事業での補助金を受けるのは、「1. コミュニティ推進事業」及び「2. 加入促進事業」は5回まで、

「3. 協力・連携事業」は3回まで、「4. 合併事業」は2回までとなります。